

総務課	
課長	金子 亨〔議事事務局長〕
主幹(神川町社会福祉協議会へ派遣)	齋藤 彰仁〔公民館副館長(兼)生涯学習課長補佐(兼)ふれあいセンター所長〕
主事	柴崎 真希郎〔総務課主事(埼玉県へ派遣)〕
主事(埼玉県へ派遣)	栗原 悠太〔町民福祉課主事〕
主事(埼玉県後期高齢者医療広域連合へ派遣)	町田 成美〔保険健康課主事補〕

総合政策課	
主事	谷澤 泰征〔建設課主事補〕

税務課	
主査	吉田 拓二〔防災環境課主査〕
主事	原 崇之〔建設課主事〕
主事補	根岸 美奈〔新採用〕

町民福祉課	
課長補佐	根岸 さゆり〔学務課長補佐〕
主査	山田 和幸〔建設課主査〕
主任	萩原 裕樹〔総合政策課主事〕
主事	飯田 夏希〔経済観光課主事〕

青柳保育所	
主席	櫻井 香織〔神川幼稚園主任〕

丹荘保育所	
主席	萩原 記子〔神川幼稚園主席〕
保育士	関口 黎海〔新採用〕

防災環境課	
主査	金井 敏行〔町民福祉課主査〕

保険健康課	
主査	木村 充〔診療所事務次長〕
主任(兼)地域包括支援センター主任	廣澤 美公子〔保健センター主任〕
主事	芝崎 佳菜子〔税務課主事補〕

保健センター	
所長	古井戸 容子〔地域包括支援センター主査〕
主査(兼)町民福祉課主査	細井 慈子〔町民福祉課主査(兼)保健センター主査〕
主査	坂本 美雪〔地域包括支援センター主査(兼)総合福祉センター主査〕
主査	磯 安由美〔保健センター主査(兼)保険健康課主査〕
主任(兼)町民福祉課主任	木村 めぐみ〔保健センター主任(兼)保険健康課主任〕
主事	北嶋 佑子〔診療所主事〕
主事補(兼)町民福祉課主事補	井上 莉穂〔町民福祉課主事補(兼)保健センター主事補〕

地域包括支援センター	
主幹(兼)総合福祉センター主幹	戸谷 悦子〔診療所看護師長〕
主事	眞下 春香〔保健センター主事〕

経済観光課	
農業委員会事務局長補佐(兼)課長補佐	高橋 和宏〔税務課主査〕
主事	松本 茉莉奈〔保健センター主事〕

建設課	
課長	福嶋 晃〔診療所事務長〕
主査	山本 淳〔税務課主査〕
主任	栗原 慶太〔総務課主任〕
主事	芳野 舜一〔生涯学習課主事補〕

議事事務局	
事務局長	櫻井 禎行〔地域総務課長補佐〕

学務課	
指導主事	黒田 清子〔埼玉県より派遣〕
課長補佐	堀口 二三夫〔農業委員会事務局長補佐(兼)経済観光課長補佐〕

神川幼稚園	
主席	堀越 尊子〔丹荘保育所主席〕
主任	秋山 政子〔青柳保育所主任〕

生涯学習課	
課長(兼)多目的交流施設所長	引田 直樹〔地域総務課長補佐(兼)会計課分室長補佐(兼)ステラ神泉所長〕
公民館副館長(兼)課長補佐(兼)ふれあいセンター所長	櫻澤 輝夫〔総務課主幹(神川町社会福祉協議会へ派遣)〕
主事補	平井 陽浩〔新採用〕

神泉総合支所地域総務課	
課長補佐(兼)ステラ神泉所長	須藤 早苗〔地域総務課主査〕
課長補佐(兼)会計課分室長補佐	浅見 典男〔保健センター所長〕
主事補	儘田 祐実〔新採用〕

【3月31日付 退職者】	
田村 充	〔総務課長〕
梅山 茂	〔診療所長〕
茂木 修	〔建設課長〕
多田 陽一	〔学務課指導主事(埼玉県へ帰任)〕
篠崎 潔	〔生涯学習課長(兼)多目的交流施設所長〕

※22ページ「わだいのひろば」にて、新採用職員の紹介記事を掲載していますので、併せてご覧ください。

神川町シルバー人材センター 会員募集

60歳以上(令和2年4月現在)で就業していただける方を随時募集しています。ご興味のある方はお問合せください。

業務内容 除草、枝切り等

問合せ 神川町シルバー人材センター

☎0495-77-1769

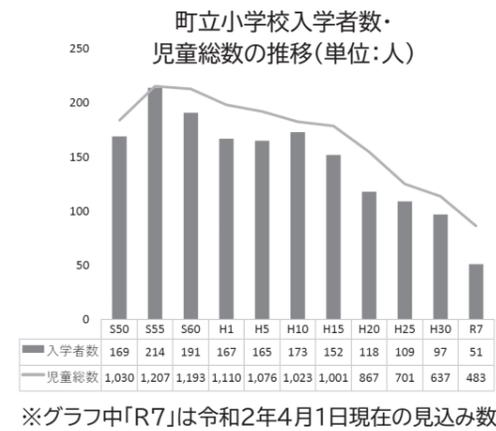


神川町立小学校の適正な規模等を検討します

問合せ 学務課 学校教育担当 ☎0495-77-2312 FAX0495-77-3915

神川町の人口は、現在減少傾向が続いており、それに伴い児童・生徒数もピーク時の半数に減少しています。また、複式学級や一学年一学級という単学級の学年も増加しています。今後もこの傾向は続くものと考えられます。このような学校の小規模化は、児童一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行えるというメリットがある反面、子どもたちの学習や学校運営に影響を及ぼすことが懸念されています。

このことから、よりよい教育環境の整備や充実した学校教育の実現を目的に「神川町立小学校適正規模等検討委員会」を設置し、将来を見据えた小学校適正規模、適正配置について検討してまいります。



ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

失業特例を利用した国民年金保険料免除等の申請について

●失業特例制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」をご利用ください。本人・世帯主・配偶者の前年所得が審査され、その額に応じて免除区分該当が認められることがあります。

前年所得が基準額を超えるが退職により現在は所得がない場合は、以下の通り「失業特例制度」による免除申請が可能な場合があります。

退職したことがわかる書類を添付することにより、本人・世帯主・配偶者のうち、退職された方については前年所得が無いものとして審査されるため、免除区分に該当する可能性が高くなります。

●失業特例の申請に使用できる書類

- ・雇用保険被保険者離職票
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- ・雇用保険受給資格者証 など

※詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。



日本年金機構
ホームページ

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012
保険健康課 0495-77-2113
地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。

予約受付専用番号 **0570-05-4890**